

物価高騰対策に必要となる重点支援地方交付金の追加交付

政策提言先 内閣府

政策提言の要旨

国においては、物価高騰や米国の関税措置を受けた対応のために、ガソリンなどの価格を引き下げる新たな仕組みを5月22日から実施すること、また、夏の猛暑対策として、電力使用量が増加する7・8・9月の3か月間について、電気・ガス料金支援を実施することを4月25日に開催された「米国の関税措置に関する総合対策本部」にて決定されました。

その中で、令和6年度補正予算に盛り込んだ重点支援地方交付金を活用した電力・ガス料金の支援なども含め、事業継続を下支えする支援策を整備することとされました。

一方で、国の令和6年度補正予算で措置された重点支援地方交付金については、令和6年度分の電気・ガス料金の支援等に既に充当しており、令和7年度分の支援への充当は困難であるため、重点支援地方交付金の追加交付など、適切な財政措置を講じることを求めます。

【提言内容】

- 4月25日に開催された、国の「米国の関税措置に関する総合対策本部」においては、
 - ・ 物価高騰やトランプ米政権の関税措置に対応するため、現行の燃料油価格激変緩和事業を組み直し、ガソリンなどの定額の価格引下げ措置について、5月22日から始めること
 - ・ 夏の猛暑対策として、電力使用量が増加する7月から9月の3か月間について、電気・ガス料金支援を実施し、具体的な内容は今後の燃料価格や電気料金の動向などを見極めた上で、5月中に決定すること
 - ・ 令和6年度補正予算に盛り込んだ重点支援地方交付金を活用した電力・ガス料金の支援なども含め、事業継続を下支えする支援策を整備することが決定されました。
- これまでの物価高騰対策では、今回のような国によるエネルギー支援に連動する形で、地方においても重点支援交付金を活用し、国の支援の対象外となった特別高圧電気やLPガスの使用者支援に加え、地域の実情に応じたきめ細かい事業者支援を実施してきました。
- 特に、本県におけるLPガス普及率は70%（全国平均：36%）となっており、物価高騰の影響を受ける住民に対し、広く支援を行き渡らせるためには、LPガス料金に対しても、都市ガス料金並の負担軽減策を実施する必要があります。
- 一方で、国の令和6年度補正予算で措置された重点支援地方交付金については、令和6年度分の電気・ガス料金の支援等に既に充当しており、令和7年度分の支援への充当は困難であるため、重点支援地方交付金の追加交付など、適切な財政措置を講じる必要があります。